

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第3号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務手当) 第2条 略</p> <p><u>(狂犬病予防等業務手当)</u> <u>第2条の2 条例第4条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務は、環境森林部みどり保全課に勤務する職員が、同課の業務として行ういのししの捕獲、処分又は追払いとする。</u></p> <p>(有害物等取扱手当) 第3条 略</p> <p>(支給額の特例) 第10条 略</p> <p>2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、<u>当該月額による手当の額から、その月において勤務しなかった日（休日等を除く。）に割り振られていた勤務時間数を合計した時間数（1時間未満の端数は、1時間とする。）に時間当たり手当相当額（当該月額による手当の額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。））を乗じて得た額を減額して支給する。</u>この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分</p>	<p>(県税事務手当) 第2条 略</p> <p>(有害物等取扱手当) 第3条 略</p> <p>(支給額の特例) 第10条 条例第25条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 略</p> <p>2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、<u>勤務した1日当たりの額につき、当該月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）に7.75を乗じて得た額とした日割計算によるものとする。</u>この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。</p>

休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。